

アメリカにおける宗派学校への 公的助成と政教分離

—二つの連邦最高裁判決の紹介—

猪 股 弘 貴

I はじめに

日本国憲法20条1項後段、同条3項および89条は、いわゆる政教分離原則についての規定である¹⁾。周知のように、この政教分離原則についての重要事件として津地鎮祭訴訟があり、その最高裁判決は、神式地鎮祭を市が挙行することはこの原則に反しないとした²⁾。そしてそこでは、国（地方公共団体を含む。以下同じ）と宗教とのかかわり方の違憲審査基準として目的効果基準が使用され、しかもそれは緩やかな基準として用いられたこともあって、日本国憲法下の政教分離解釈の違憲審査基準としてふさわしくないとの批判が見受けられ

*本稿は、北海道大学アメリカ公法判例研究会において報告したものを、まとめ直したものである。

- 1) 近時、政教分離規定は制度的保障規定なのか、人権規定なのかという形で議論が展開されている。この点の議論を整理し、このような論じ方を批判的に検討するものとして、戸波江二「政教分離原則の法的性格」芦部信喜先生還暦記念『憲法訴訟と人権の理論』525頁以下は重要である。筆者は、概ね、戸波教授の見解に賛成であるが、この点は後の機会に詳しく論じることにはしたい。さらに、中村睦男『憲法30講』91頁以下、同「政教分離の原則」法学教室86号38頁以下参照。
- 2) 最大判昭和52年7月13日民集31巻4号533頁。その後、箕面忠魂碑訴訟大阪地裁判決（大阪地判昭和57年3月24日行裁例集33巻3号564頁）、岩手靖国訴訟盛岡地裁判決（盛岡地判昭和62年3月5日判時1223号30頁）、箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟大阪高裁判決（大阪高判昭和62年7月16日判時1237号3頁）においてリーディング・ケースとして踏襲されている。ただし、大阪地裁判決は、津地鎮祭訴訟最高裁判決を先例として引用しつつ、目的効果基準の実際の用い方は、最高裁判決と異なり、かなり厳格な分離の基準として使用していることに注意。さらに、拙稿「箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟控訴審判決」判例地方自治40号40頁以下参照。

た³⁾。目的効果基準は、アメリカ合衆国連邦最高裁判例によって確立されてきたものであり、津地鎮祭最高裁判決多数意見はそれを参考にしたものと推測される。しかし、近時の研究によると、この基準は、アメリカにおいて、後述するように不統一もみられるとはいえ、国家と宗教の分離について一般に厳格性を要求するものとして使用されていることが明らかにされている⁴⁾。本稿において紹介する、宗派学校 (parochial school) への公的助成に関する二判決もまた、このことを実証するであろう⁵⁾。もちろん、両国において、その使われ方に相違が生じても不思議ではないとの議論があるかもしれない。しかし、その基準の母国での使われ方を検討しておくことは、無益ではなかろう。日本国憲法における政教分離は、戦前の国家神道⁶⁾の反省を踏まえて、厳格な分離を要求しているものと考えられることから、むしろ大いに参考になるというべきであろう。本稿において、判決を詳細に紹介することを心掛けたのは、わが国で目的効果基準を使用するについて、参考とするのにできるだけ便宜になるようにとの配慮からである。

本稿で紹介する両判決において扱われている、宗派学校への公的助成と政教分離の問題は、わが国では、従来私学助成の問題の中で論じられてきた⁷⁾。しかし、宗派系私立学校——とりわけその中でも小・中学校——への助成について、政教分離原則との関わりをめぐって、さほどつめた議論がこれまでなされ

- 3) 特に、福祉的財政援助事件以外には使用すべきではないとの観点からの批判が多い。たとえば、高柳信一「国家と宗教——津地鎮祭判決における目的効果論の検討」法学セミナー増刊『思想・信仰と現代』10頁以下、横田耕一「地鎮祭と政教分離の原則 (津地鎮祭訴訟)」樋口陽一編『憲法の基本判例』63頁以下参照。
- 4) 芦部信喜「国家の宗教的中立性」法学教室85号6頁以下参照。詳しい文献として、瀧澤信彦『国家と宗教の分離』がある。アメリカ合衆国における政教分離原則について、熊本信夫『アメリカにおける政教分離の原則』、および芦部・同上16頁注(1)引用の諸文献を参照のこと。
- 5) 本稿で紹介する二判決を取り上げている邦語文献として、ジェームズ・E・ハーゲット(著)常本照樹(訳)「アメリカ憲法における宗派学校への公的助成問題について」北大法学論集37巻1号51頁以下参照。
- 6) 国家神道について、たとえば、村上重良『国家神道』参照。
- 7) 中村睦男「私学助成の合憲性」芦部信喜先生還暦記念『憲法訴訟と人権の理論』423頁以下参照。

てきたとはいえない⁸⁾。この脈絡でも、両判決は参考になること大であろう⁹⁾。

II 二つの連邦最高裁判決

A Grand Rapids School District v. Ball¹⁰⁾

(1) 事実の概要

グランド・ラピッズ事件での問題は、非公立学校（そのほとんどは宗派学校である）から賃借した教室において、公費で、非公立学校の生徒に授業を提供する、共有時間（Shared Time）と社会教育（Community Education）の二つのプログラムが、合衆国憲法修正1条の国教樹立禁止条項（establishment clause of First Amendment）に反するかどうかである。

共有時間プログラムは、州が要求しているコア・カリキュラムを補うために、非公立学校において、通常の授業時間に授業を提供するものである。提供される科目には、補習の数学、補習の読書、美術、音楽、体育などが含まれている。共有時間の教師は、公立学校の専任職員である。

社会教育プログラムには子供およびおとなが自発的に参加し、通常の授業時間が終了するとともに開始される。提供される教科には、工芸、家庭経済、スペイン語、体操、卒業アルバム製作などがある。社会教育プログラムの教師は、非公立学校の専任職員（しかもそのほとんどが社会教育課程が開講される学校の）であり、公立学校の臨時職員として活動する。

両プログラムに参加している学生は、これらが実施される非公立学校に通学している。どの教科を提供し、どの教室で実施するかは、非公立学校の管理者が決定する。使用される教室にはいかなる宗教的装飾もなされてはならず、「公立学校の教室」であるという掲示をすることが要求されている。

8) 同上・443頁参照。

9) なお、アメリカにおいて、州憲法の大半が宗派学校への公金支出を禁止する規定を設けていることについて、T・I・エマソン＝木下毅『現代アメリカ憲法』203頁参照。

10) 473 U. S. 373, 87 L. Ed. 2d 267, 105 S. Ct. 3216 (1985).

納税者達が、両プログラムは国教樹立禁止条項に反するとして、学校区および幾人かの州の公務員を相手に、連邦地裁に訴訟を提起した。

連邦地裁は、レモン・テストを適用し¹¹⁾、プログラムの目的は世俗的であるが、効果は明らかに許容できないとした。また、両プログラムは、公立学校組織と宗派学校との間に、許されざる程度のかかわり合いを伴うと述べた。そして、両プログラムをさらに実施することを禁止した¹²⁾。

連邦第6巡回控訴裁判所では、意見が割れたが、連邦地裁判決を支持した¹³⁾。

(2) 連邦最高裁判決

a ブレナン最高裁判事の法廷意見¹⁴⁾

1 「連邦議会は国教の樹立に関する法律を制定してはならない」¹⁵⁾ という修正1条の保障は、国教として一つの宗教を指定してはならないということ以上のものである。また、宗教の間に差別を設ける政府のプログラムは違憲であるということ以上のものである。国教樹立禁止条項は、宗教活動に対する後援、財政援助、および積極的関与を禁止している。

2 国教樹立禁止条項が州に適用されることをエバーソン判決¹⁶⁾が明らかにして以来、宗教学校に対する州の援助の問題にしばしば取り組んできた。これらの事件のすべてにおいて、われわれの目標は、人々に福祉を提供する州の能力を不当に害さずに、国教樹立禁止条項の乏しい文言と広大な目的に意味を与

11) レモン・テストは、Lemon v. Kurtzman, 403 U. S. 602 (1971) において定式化されたものである。レモン事件判決では、教会系初等・中等学校の世俗教科の教師の給料および教材の助成が違憲とされた。熊本信夫「宗教と国家の分離」英米判例百選 I 公法 106頁以下参照。

12) Americans United for Separation of Church and State v. School Dist. of Grand Rapids, 546 F. Supp. 1071 (W. D. Mich. 1982).

13) Americans United for Separation of Church and State v. School Dist. of Grand Rapids, 718 F. 2d 1389 (6th Cir. 1983).

14) この法廷意見には、マーシャル、ブラックマン、パウエル、スティーブンス各最高裁判事が加わっている。

15) "Congress shall make no law respecting an establishment of religion".

16) Everson v. Board of Education, 330 U. S. 1 (1947). 宗派学校の学生が支払うバス運賃を州がその親に償還することを合憲とした。

えることであった。生徒に教育を提供することは、確かに賞賛すべき目的である。しかし、援助が特定の宗教または宗教一般を助長する効果を持つとき、または援助によって政府が宗教に不当にかかわり合うとき、そのような賞賛すべき世俗目的をもってしてさえ、宗派学校に対する政府の援助を有効にすることはできない。というのは、宗教は、精神的慰め、導き、および感化を与えるとともに、社会を分断し、優勢となった特定の宗教ないしは宗派と違う信仰をもつものを排除することをもててきた。憲法制定者達が採用し、当裁判所が一貫して認めてきた解決方法は、宗教間、および宗教と非宗教との間で中立を維持することを政府に要求する一方、良心の命ずるままに信仰する個人の権利をぬかりなく保護することである。このようにして、さまざまな信仰および信条のための場所を広範に残すことができ、政府の側においていかなる一つの団体にもかたよらないことを示し、支持者の熱意と教義の魅力によって栄えさせる姿勢を政府が保持することができる。

3 レモン事件判決において初めて述べられた三基準は、この領域における検討の指針となる。これらの基準は、憲法上の審査を正確に限界づけるものではなく、国教樹立禁止条項の目的が損われているかを判断する指針である。レモン・テストでは、特定の州の行為が国教の樹立に関する不適切な法であるかどうかを決するにつき、目的 (purpose)、効果 (effect)、かかわり合い (entanglement) に注目する。

4 学校助成事件においてしばしばそうであるように、本件において、第一の基準 (目的基準) に関して問題はない。

5 プログラムが遂行される学校の性質から、われわれの検討は始められなければならない。援助を受ける41の私立学校のうち、40が宗教学校である。当該宗教学校では、学校の存在理由である宗教伝道とともに世俗教育が行われる。学校内において、両者は不可分である。

「本件において、41の学校のうちの40が、このように『広範に宗派的』であることを前提にするなら、宗教学校において遂行されている、異議を申し立てられている公立一学校プログラムは、三つの異なった仕方で、許されざる宗教

の助長となりうる。第一に、プログラムに加わっている教師達は、意図的にまたは不注意に、特定の宗教教義や信念を教化することに関るかもしれない。第二に、プログラムは、政府と宗教との間の重大な象徴的結合を提供するかもしれないし、それによって——少なくとも感受性の強い若者の目には——学校に影響している宗派に、政府権力による支持を与えていると映るかもしれない。第三に、プログラムは、援助を受ける学校の重要な宗教伝道に許されざる補助金を提供することによって、直接的に宗教を助長する効果をもちうる。」¹⁷⁾

6 国教樹立禁止条項は、政府の援助によって、あるいは政府の後援によって、信仰を教化することを絶対に禁止する。もしそのような教化が遂行されたなら、腐食作用を有する世俗主義によって、信仰が腐敗させられる一方、国家からのいかなる強圧からも自由に、自発的に、何を信じるか（あるいは信じないか）を決定する個々人の権利に壊滅的な効果を与える。

Meek v. Pittenger 事件で¹⁸⁾、当裁判所は、非公立学校の構内において、補習授業、ガイダンス、およびテスト等の業務を提供するために、州の専門職員を派遣することとしている法令を無効にした。そのようなプログラムは、広範な、鋭い、継続的な州の監視に服さなければ、州の後援による教員が、教会立学校の宗教伝道を援助するという受け入れがたい危険を招くであろう。教師は、州から給料を支払われているとはいえ、彼らの置かれた状況のもとで、宗教の許されざる助長となる可能性がある。Meek 事件におけるプログラムは、もし十分に監視されなければ、州による援助によって教化するという多大な危険を伴うであろう。

両プログラムは、Meek 事件におけると同様の欠陥を持つ。すなわち、社会教育プログラムに関して、連邦地裁が判示したように、非公立学校から貸りた施設で行われるほとんどすべての課程は、同じ非公立学校の専任教師によって遂行される。これらの教師達——その多くはその宗派の支持者であり、教団に奉仕したいが故に教鞭を執っているのであるが——は、通常の授業時間におい

17) 473 U. S. at 385 .

18) 421 U. S. 349 (1975) .

て、学生にその宗派の教義や信仰を教化することを期待されている。ところが、このプログラムにおいては、これらの教師達は、授業時間が終るやいなや宗教的確信をひとまず忘れ、全く世俗的社会教育に従事することができる、ということが前提になっている。しかも、同じ宗教学校の学生の前で、同じ宗教学校の教室でそうすることを期待されている。上告人自ら述べているように、社会教育の授業は、宗教的内容に関して特に監視されない。社会教育プログラムに雇われた宗教学校の教師達が、彼らの世俗的使命を誠実に遂行することは疑いない。しかし、公然にしる秘かにしる、通常の授業時間に期待されている宗教伝道が、放課後に教える世俗的授業に入り込む実質的危険が存在する。危険は、自らの任務を宗教への奉仕に故意に転化しやすいからではなく、むしろ環境の圧力によって通常のコースからそれるおそれがある故に生ずる。

共有時間プログラムは、社会教育プログラムとその仕組にいく分違いがあるとはいえ、州の後援による教化の危険性を有する。両プログラムの最も際立った相違は、以下の点にある。すなわち、共有時間プログラムの教師のほとんどは、公立学校の専任教師——しかもそのうちのわずかの人達のみが以前宗教学校に勤務していた——なのに対して、ほとんどの社会教育の教師は、専任の宗教学校の教師である。しかし、宗教的内容に関して、共有時間課程を監視する試みがなされていないので、両プログラムの間にこのような相違があるとはいえ、Meek 事件における判示は、共有時間に関してもあてはまる。共有時間の教師は、宗教学校において、宗教学校の通常の授業時間に提供される教科と密接不可分な教科を教えている。このプログラムにおける教師は、教育が宗教伝道に絶対不可欠な部分であり、信仰を促進させる雰囲気常在に維持されている学校において、社会教育の教師達以上に重要な教育業務を行っている。学生は、提供される教育を学校の宗教伝道の脈絡で受けとめる。一方、教師は、そのような雰囲気において、秘かに（あるいは公然と）教育を彼らが教えている環境に一致させる可能性がある。州が作成した標準テスト（Committee for Public Education and Religious Liberty v. Regan, 444 U. S. 646 (1980)), または診断業務（Wolman v. Walter, 433 U. S. 229 (1977)) のような、当裁判

所が支持した援助の型と違って、この環境において遂行されるプログラムには、宗教教育目的のために使用される実質的危険が存在する。

7 「国教樹立禁止条項は、特定の信仰を若者に教化するための、直接的な州の資金提供以上のものを保護していることを、われわれが扱ってきた諸事件において認めてきた。政府が、その権限と責任とを、いかなる——あるいはすべての——宗教教義とも、密な同一化を促進するとき、特定の宗教教義を教化しようとするのと同じだけ有効に、政府は宗教を助長する。もしこの同一化によって、政府による宗教の是認または否認の趣旨を伝えるなら、国教樹立禁止条項の核心は害される。」¹⁹⁾

効果基準の重大な関心の一つは、以下のことにある。すなわち、異議を申し立てられた政府の行為によって生ずる、教会と国家との象徴的結合 (symbolic union) が、当該宗派の支持者によっては支持と受けとられ、非支持者によっては否認と受けとられるのに十分であるかどうかということである。効果に関するこの種の検討は、政府の趣意を受けとる市民の多くが、形成期にある子供達であるとき、特別に注意して行われなければならない。教会と国家との結合の象徴主義 (symbolism of a union) は、その経験が限られ、その信仰が自由な、自発的な選択であるとともに、環境の作用でもある、若年の子供達に特に影響しがちである。

「本件で異議を申し立てられたプログラムにおいて、宗教学校の学生達は、宗教学校と『公立学校』の授業の間を移動しながら通常の授業日を過ごす。両タイプの授業は、同じ宗教学校の建物で行われ、大部分同じ宗派の信者である学生によって構成されている。この環境において、たとえ『公立学校』の授業が宗教の教化から首尾よく免れたとしても、学生は、宗教学校の授業と『公立学校』の授業との間の決定的相違を見分けることができないであろう。」²⁰⁾ この効果、すなわち、政府と宗教との象徴的結合は、国教樹立禁止条項のもとで許されざる効果である。

19) 473 U. S. at 389 .

20) *Id.* at 391.

8 「エバーソン事件330 U S 1, 91 L Ed 771, 67 S Ct 504, 168 ALR 1392 (1947)において、当裁判所は次のように述べた。『多少にかかわらず、いかなる額の税金も、宗教を教え実践することに使うため、何と名づけられようと、またどのような形態をとろうと、いかなる宗教活動や教育をも援助するために賦課されえない。』*Id.*, at 16, 91 L Ed 711, 67 S Ct at 504, 168 ALR 1392」²¹⁾一つの例外を除いて²²⁾、その後の事件において、州が直接初等または中等宗教学校に公金を支払うことを無効としてきた。

現金の支払いを別として、当裁判所は、宗教学校の世俗活動を援助する計画を二つのカテゴリーに区別してきた。第一のカテゴリーとして、宗教学校への間接的 (indirect), 遠回しの (remote), 付随的 (incidental) 利益を付与する法律は、この理由のみでは違憲とならない、と当裁判所は述べてきた。「このような『間接』援助事件において、主に世俗的目的を遂行するために主に世俗的手段を使用し、従って、宗教を助長する『主要な効果』は見い出されなかった。このような理由で、当裁判所は、非公立学校学生に世俗教科書を貸与するプログラム *Board of Education v. Allen*, 392 U S 236, 20 L Ed 2d 1060, 88 S Ct 1923 (1968); see also *Wolman v. Walter*, 433 U S, at 236-238, 53 L Ed 2d 714, 97 S Ct 2593, 5 Ohio Ops 3d 197; *Meek v. Pittenger*, 421 U S, at 359-362, 95 S Ct 1753, 並びに非公立学校生徒のためにバス輸送をするプログラムを支持してきた *Everson v. Board of Education*, *supra.*」²³⁾

第二のカテゴリーとして、当裁判所は、宗教学校を、直接、実質的に援助する型を、国教樹立禁止条項によって禁止されるとしてきた。「このような理由で、当裁判所は、次のような州のプログラムを無効としてきた。すなわち、子

21) *Id.* at 392.

22) *Committee for Public Education and Religious Liberty v. Regan*, 444 U. S. 646 (1980). 州が作成した各種テストの実施, 採点, 記録の保存, および報告等の業務について, 非公立学校への実費償還が合憲とされた。本件の全訳として, 拙訳「宗教学校に対する財政援助に係るアメリカ連邦最高裁判例——*Committee for Public Education and Religious Liberty v. Regan*, 444 U. S. 646 (1980)——」*北海学園大学法学研究*20巻1号29頁以下参照。

23) 473 U. S. at 393.

供が宗教学校に通学している親に対する授業料助成 (tuition grants) および税金控除 (tax benefits) プログラム see *Sloan v. Lemon*, 413 U S 825, 37 L Ed 2d 939, 93 S Ct 2982 (1973); *Committee for Public Education v. Nyquist*, supra, at 780-794, 37 L Ed 2d 948, 93 S Ct at 2955, 並びに宗教学校において使用される教材の『貸与』プログラムである see *Wolman v. Walter*, supra, at 248-251, 53 L Ed 2d 714, 97 S Ct 2593, 5 Ohio Ops 3d 197; *Meek v. Pittenger*, supra, at 365, 44 L Ed 2d 217, 95 S Ct 1753。]²⁴⁾ *Sloan* 事件と *Nyquist* 事件において、援助は、親に対するものであって、直接宗教学校に対するものではなかった。また、*Wolman* 事件と *Meek* 事件において、援助は、公金の直接的支出というよりは、本来的に補助的なものであった。しかし、これらの型態における相違は、効果において宗教学校への直接的助成と区別がつかないプログラムを救済するのに十分ではなかった。

以上のように、当裁判は、助成であるということだけでは、援助プログラムを無効にしてこなかった。各事件において問題なのは、提供される援助の効果が、直接的、実質的か、それとも間接的、付随的かということである。憲法における多くの問題同様、程度の問題である。

宗教学校は、特定の宗教的観点を促進させながら、学生に世俗教育を提供するという二重の機能を持っている。*Meek* 事件と *Wolman* 事件において、教育設備や教材を宗教学校に貸与する州のプログラムを、宗派学校の主要な、宗教に指向された教育を助長するという理由で違憲とした。本件で異議を申し立てられたプログラムは、教育設備や教材に加えて教師を派遣するものであり、宗教を助長する同様の効果を持つ。宗教学校の教育活動に対するこの種の直接的援助は、国教樹立禁止条項によって明確に禁止される、宗教学校に直接現金を支出する規定と区別することができない。

上告人は、ここでの援助は *Allen* 事件における教科書同様、宗教学校ではなく、主に学生に流れると主張する。宗教学校へのあらゆる援助は、究極的に

24) *Id.* at 394.

は学生に流れるのであり、もし上告人の主張が受け入れられるなら、イデオロギーにかかわらない宗教学校へのすべての援助の型が有効となるであろう。しかし、Meek 事件において、宗教学校への教材の貸与を違憲とし、Wolman 事件において、類似のプログラムを、個々の学生への援助として隠蔽することによって救済することを拒絶した。本件での援助は、教材だけではなく、宗派学校の建物における教師による授業の提供をも含むものであり、宗派学校を直接かつ実質的に援助する主要な効果を持つ。本件のように、学生への援助と学校への援助との間に意味のある区別ができないところでは、個人への貸与との考えは、見れ透いた擬制である。

上告人はまた、社会教育および共有時間プログラムは、宗教学校において以前には提供されていない、学校規則あるいは州の規定が要求していない教科によって、カリキュラムを補う故に、本件における助成金の効果は重要ではないと主張する。しかし、これは決定的ではない。第一に、公立学校組織がこれらの教科を申し出なかったなら、宗教学校がこれらのいくつか、あるいはすべてを開講したかどうか知る手立てはない。従って、通常のカリキュラムを補充すること (supplement) と代替すること (supplant) との相違は、上告人が申し立てる程明確ではない。第二に、これらのプログラムにおいて提供される教科は、宗教学校にとって目新しいものとはいえ、それらの一般的主題、すなわち、読書、数学等々は、カリキュラムの一部だったのである。従って、科目の補習的性格にもかかわらず、国教樹立禁止条項との関わりを誘発する。第三に、そして最も重要なことは、上告人の主張を認めるならば、公立学校が宗教学校の全世俗教科を漸次肩代りすることが可能となる。というのは、宗教学校は既存の教科を中止し、そして1、2年後、同じ内容を社会教育課程あるいは共有時間課程によって代替することができるからである。

9 「われわれの結論は、異議を申し立てられたプログラムは、三点において宗教を助長する効果をもつということである。州によって給料を支払われる教師達は、彼らが働く宗教学校に深く浸透した宗派的性格に影響され、秘かにあるいは公然と、公費で学生達に特定の宗教教義を教化するかもしれない。宗

教学校の建物における州の世俗教育の提供に本来的な、教会と州の象徴的結合は、学生および公衆一般に、宗教に対する州の支持の趣旨を伝達する危険がある。最後に、プログラムは、世俗教科を教える責任の実質的部分を肩代りすることによって、結果的に宗派学校の宗教作用を助成する。これらの理由によって、社会教育および共有時間プログラムは、宗教を助長する『重要なし主要な』効果をもち、従って修正1条の国教樹立禁止条項の命令を侵害する。

非公立学校は、アメリカの教育の発展において重要な役割を演じてきたし、親および子供は、公立学校と宗派学校の間で選択する権利を持つことを以前から認めてきた。Lemon 事件において当裁判所の長官が述べたように Lemon v. Kurtzman, supra, at 625, 29 L Ed 2d 745, 91 S Ct 2105, 『教会に関連した初等および中等学校が、われわれの国民生活において果している役割をさげすんでいると解されるようなことを、われわれは何一つ述べたことはない。それらの貢献は多大なものであったし、そうであり続けている。』しかし、国教樹立禁止条項は、『政府と宗教の結合は、政府を破壊し、宗教を墮落させる方向に向かうという信念に依拠している』 Engel v. Vitale, 370 U S, at 431, 8 L Ed 2d 601, 82 S Ct 1261, 20 Ohio Ops 2d 328, 86 ALR 2d 1285。従って、『宗教は、個人のための、家庭のための、そして私人が選択した団体のための私事でなければならず、幾分の接触やかかわり合いは不可避であるとはいえ、境界線が引かれなければならないことを憲法は命じている』 Lemon v. Kurtzman, supra, at 625, 29 L Ed 2d 745, 91 S Ct 2105。『支配的な憲法基準が堅固に定着するようになり、われわれが検討した広範な輪郭が今や十分明確にされている』 Committee for Public Education v. Nyquist, 413 U S, at 761, 37 L Ed 2d 948, 93 S Ct 2955 ので、これらの限界の位置は、今や全く明らかになり、そして控訴裁判所を支持することを要求しているのである。』²⁵⁾

b バーガー最高裁長官の一部同意、一部反対意見

レモン事件判決のもとで、グランド・ラピッツの社会教育プログラムが国教

25) *Id.* at 397-8.

樹立禁止条項に反するという法廷意見に同意する。共有時間プログラムに対して、Aguilar 事件判決において述べる理由で反対する。

c オッコンナー最高裁判事の一部同意，一部反対意見

Aguilar 事件判決の反対意見において述べた理由で、グランド・ラピッツの共有時間プログラムは、宗教を助長する許されざるものであるという法廷意見に反対する。共有時間プログラムに従事するのは公立学校の専任教師であり、学生達に宗教を教化しようとしたことを示す記録は何もない。13人の共有時間プログラムの教師が、宗派学校に勤務したことがあるだけであり、そのうちのほんのわずかが以前に勤めていた宗派学校で教えるのである。これらのわずかな数の教師の経験というものが、共有時間プログラムの現実の効果として、公費で宗教を教化する危険を増大するとはほとんど考えられない。しかし、社会教育プログラムについては、国教樹立禁止条項を侵害するという法廷意見に同意する。宗派学校における社会教育課程は、ほぼ現に宗派学校の専任である教師が教える。さらに、社会教育プログラムの管理者は、概ね当該学校の校長である。専任の宗派学校の教師が、宗派学校の監督のもとで宗派学校の学生に世俗教科を教えるために公費を受領するとき、プログラムは教会立学校の宗教目的を助長する現実的效果を持つ。

d レーンキスト最高裁判事の反対意見

Wallace 事件判決²⁶⁾の反対意見において述べた理由で、法廷意見に反対する。グランド・ラピッツ事件において、法廷意見は、Everson 事件および McCollum 事件²⁷⁾に依拠し、これらの事件が依り所とした「壁」という誤った前提を議論することをしていない。それによって、法廷意見は、国教樹立禁止条項150年の歴史に目をつむっている。法廷意見は、政府と宗教との間の象徴的結合によって許されざる効果を生じると判示し、レモン・テストの効果基準に内容を与えようとしている。しかし、数学、スペイン語、体育を教えることが、Lynch

26) Wallance v. Jaffree, 472 U. S. 38 (1985).

27) McCollum v. Board of Education, 333 U. S. 203 (1948). 公立学校の中で行われる宗教教育プログラムを違憲とした。

事件²⁸⁾において支持された市のキリスト像 (creche), あるいは Marsh 事件²⁹⁾において支持された議会専属牧師 (legislative chaplain) より, より大きな象徴的結合を生じるかは疑問である。グランド・ラピッズ事件の最も不幸な帰結は, 公立学校教師の誠実性 (integrity) を論難することになることである。絶えざる監視を必要とする, 宗教教義の熱心な伝導者と考えられているのである。グランド・ラピッズおよびニューヨークのプログラムは数年にわたって遂行されてきたが, 本件の記録には宗教が教化されようとした例を示すものはない。

e ホワイト最高裁判事の反対意見³⁰⁾

Lemon 事件判決と Nyquist 事件³¹⁾の反対意見で述べたように, 私立学校への州の援助事件における当裁判所の国教樹立禁止条項の解釈および適用に反対してきた。これらの反対意見で述べたように, Lemon 事件や Nyquist 事件のような事件での当裁判所の判決は, 修正1条によって要求されず, 国の長期的利益に反することを確信している。同様に, Grand Rapids 事件および Aguilar 事件で問題とされている州の行為は, 国教樹立禁止条項に違反しない。

B Aguilar v. Felton³²⁾

(1) 事実の概要

ニューヨーク市は, 宗派学校において教育活動に携わる公務員の給料を支払うために, 連邦資金を使用した。ここでの問題は, これが修正1条の国教樹立禁止条項を侵害するかどうかである。

28) Lynch v. Donnelly, 465 U. S. 668 (1984).

29) Marsh v. Chambers, 463 U. S. 783 (1983).

30) ホワイト最高裁判事は, Grand Rapids および Aguilar 両事件について単一の反対意見を提出している。

31) Committee for Public Education v. Nyquist, 412 U. S. 756 (1973). 非公立学校の施設の維持・修理費の助成, 親に対する授業料の一部償還, および所得控除を違憲とした。

32) 473 U. S. 402, 87 L. Ed. 2d 290, 105 S. Ct. 3232 (1985).

本件において問題となっているプログラムは、1965年の「初等および中等教育法」の第1章 (Title I of the Elementary and Secondary Education Act of 1965) として制定されたものであり (以下「第1章プログラム」という)、低所得家庭の教育的に恵まれない子供達のために、教育長官 (Secretary of Education) が地方教育機関 (local educational institutions) に財政援助をする権限を認めている。資金は、地方教育行政機関 (local educational agencies) が提案し、州教育行政機関 (state educational agencies) が承認したプログラムに支出される。プログラムは、次の条件を満たさなければならない。すなわち、子供は、教育的に恵まれない条件にある者に限り、低所得家庭の密集地域に住んでいなければならない。そして、プログラムは、当該援助がなされなくても遂行されるものを補充するものであり、代替するものではない。

1966年以来、ニューヨーク市は、第1章プログラムの教育業務を宗派学校の構内において、宗派学校の学生に提供してきた。これらの学校で遂行されるプログラムには、補習の読書 (remedial reading)、読む技術 (reading skills)、補習の数学、第二外国語としての英語、ガイダンスを含んでいる。これらのプログラムは、公立学校の専任職員 (教師、ガイダンス・カウンセラー、心理分析家、精神科医およびソーシャル・ワーカー) によって遂行される。各職員が宗派学校において費やす時間の総計は、特定のプログラムにおける学生数、これらの学生のニーズによって決められる。市の非公立学校援護局 (Bureau of Nonpublic School Reimbursement) が教師の割当てをし、教師は、1ヵ月に少なくとも1回予告なしに現場視察官 (field personnel) の監督を受ける。そして、現場視察官は、計画調整者 (program coordinators) —彼らもまた宗派学校における第1章授業を監視するために予告なしに視察にでる— に報告する。プログラムに携わる専門職員は、私立学校の中で行われる宗教活動にかかわることを禁じられ、教室内の宗教にかかわるものを取り除くように命じられている。プログラムに使用されるあらゆる教材や用具は、政府から提供され、これらのプログラムにのみ使用される。専門職員は、学生の選抜に責任を負う

のみである。専門職員は、私立学校職員と接触するのは最小限にするよう指示される。宗派学校の管理者には、公立学校職員が使用する教室からあらゆる宗教的象徴を一掃することが要求されている。

1978年に、6名の納税者が、ニューヨーク市によって遂行される第1章プログラムは、国教樹立禁止条項を侵害すると申し立てて、連邦地方裁判所に訴訟を提起した。これらの納税者、すなわち本件の被上告人達は、宗派学校の構内での教育を含んでいるプログラムに資金を提供することの禁止を求めた。

連邦地裁は、National Coalition for Public Education and Religious Liberty v. Harris 事件判決³³⁾における証拠記録に基づいて、被告の主張を支持する形で略式命令 (summary judgment) を出した。

連邦第2巡回控訴裁判所は、全員一致で破棄し、宗教学校に教師等を派遣するために使用される連邦資金は、国教樹立禁止条項に反するとした³⁴⁾。

(2) 連邦最高裁判決

a ブレナン最高裁判事の法廷意見³⁵⁾

1 Grand Rapids School Districts v. Ball 事件判決において、連邦最高裁は、本日、グランド・ラップズ公立学校区によって遂行される二つの補習プログラムを、国教樹立禁止条項のもとで無効とした。このプログラムでは、授業は、私立学校から賃貸した教室において、公費で私立学校の学生に提供される。本件において異議を申し立てられたプログラムは、グランド・ラップズ事件において検討したプログラムと非常に似ている。両者ともに、公費を支給される教師は、私立学校の建物において、もっぱら私立学校の学生によって構成される授業で教える。両者において、私立学校の圧倒的多数は宗教学校である。両者において、専門職員だけではなく、プログラムの遂行に必要なあらゆる教

33) 489 F. Supp. 1248 (S. D. N. Y. 1980).

34) Felton v. Secretary, United States Department of Education, 739 F. 2d 48 (2d Cir. 1984).

35) この法廷意見には、マーシャル、ブラックマン、パウエル、スティーブンス各最高裁判事が加わっている。

材や設備が提供される。最後に、両事件において、教師は公立学校組織のみのコントロールのもとに置かれる公立学校職員とされる。

上告人は、宗教学校における第1章授業に宗教的内容が含まれないかを監視する制度を採用してきた点をあげ、ニューヨークの場合をグランド・ラップイズの場合と区別しようとしてきた。本件における監督は、宗派学校の宗教教義を、意図的にせよ無意識にせよ、教化するのを妨げる助けとなるであろう。しかし、上告人の主張は失敗に帰する。なぜならば、ニューヨーク市によって確立された監督制度は、必然的に教会と国との過度のかかわり合い——国教樹立禁止条項が効果基準とは別に関心がある——を生じる。宗派学校への州の援助が、たとえ宗教を助長する主要な効果を持たないときでさえ、援助遂行中の教会と州との相互作用の故に国教樹立禁止条項を侵害しうる。

「州は援助の遂行において、教会とあまりに密接にかかわるようになるべきでないという原理は、二つの関心事に根差している。州が、宗教的意義のあることにおいて、所定の宗派に巻き込まれるようになるとき、かかわり合いの根底にある政府の目的が主として世俗的なものであるときでさえ、この宗派の非支持者の信教の自由は害される。さらに、宗派の支持者でさえ、神聖なものへの政府の侵入によって、その自由が制限される。『宗教と政府の両者は、それぞれが各自の領域の中で他から自由であるとき、それらの高尚な目的を最もよく達成するように働くことができるとの前提に、修正1条は依拠している。』*McCullum v. Board of Education*, 333 U S 203, 212, 92 L Ed 2d 649, 68 S Ct 461, 2 ALR 2d 1338 (1948)』³⁶⁾

2 控訴裁判所が認めたように、小・中学校は、*Roemer* 事件判決³⁷⁾、*Hunt* 事件判決³⁸⁾、および *Tilton* 事件判決³⁹⁾ において問題とした大学とは異なる。

36) 473 U. S. at 409-10.

37) *Roemer v. Maryland Public Works Board*, 426 U. S. 736 (1976). 高等教育機関に対する非宗派目的のために使用される助成金を合憲とした。

38) *Hunt v. McNair*, 413 U. S. 734 (1973).

39) *Tilton v. Richardson*, 403 U. S. 672 (1971). 世俗目的のために用いられる大学の施設の建設費の助成を合憲とした。

宗派性が深く浸透していない大学と異なり、本件に関わりのある学校の多くは、宗教的価値の教化が実質的目的である宗派学校である。さらに、本件と類似した教育業務を無効にした Meek 事件判決は、次の事実を根拠とした。すなわち、教育が宗派伝道の必要不可欠の部分であり、信仰を促進するための雰囲気常在に維持されている学校において、教師達は教育業務を遂行していることである。控訴裁判所が判示したように、本件に関わりのある学校にはこのような性格が備わっている。学校の多くは、教会から基金を受領しそして教会に報告し、教会の宗教行事に参列することを要求し、学校日または授業時間をお祈りで開始し、その宗派の信者を優先的に入学させている。なお、援助を受ける学校の大多数を占めるカトリックの学校は、地域教会 (local parish) の一般的監督および統制下にある。

3 「従って、Lemon 事件判決および Meek 事件判決で禁止されたかかわり合いの決定的要素が本件にみられる。第一に、上述したように、援助は宗派性が浸透した環境においてなされる。第二に、援助は教師を派遣する形態でなされるので、宗教伝道がなされていないことを保証するために、継続的な監督が必要である。Cf. Lemon, 403 U.S., at 619, 29 L. Ed. 2d 745, 91 S. Ct., at 2105, with Tilton, supra, at 688, 29 L. Ed. 2d 790, 91 S. Ct., 2091, and Roemer, supra, at 765, 49 L. Ed. 2d 179, 96 S. Ct. 2337. 要するに、ニューヨークの第1章プログラムが及ぶ範囲と継続性は、援助を受ける宗派学校において、永続的、広範な州の関与を必要とする。」⁴⁰⁾

宗派学校におけるこのように広範な公権力による監視は、過度のかかわり合いの禁止の根底にある、国教樹立禁止条項の諸価値を侵害する。州の公務員は宗教学校を定期的に訪問し、監視しなければならない、第1章授業において、密かにまたは公然と宗教的事項に関わることに對して油断なく警戒しなければならない。さらに、州の公務員が、何が「宗教的象徴」であるか、従って、第1章授業に持ち込まれてはならないかを決定したなら、宗教学校はこれに従わなければならない。要するに、主要な目的が特定の宗教の助長にある宗教学校は、

40) 473 U. S. at 412-3.

宗教思想の侵入を防ぐために教師や学生を監視することが主要な目的である州の公務員の継続的関与に耐えなければならない。

ここで問題としている教育プログラムを維持するために必要とされる行政上の協力は、さらにもう一つの仕方において、国教樹立禁止条項の核心的部分にあたる利益を害する。すなわち、公務員と宗派学校組織は、スケジュール、教室の割当、プログラム遂行中に生じる諸問題、業務の増加要求、プログラムに関わる情報の普及に関する問題を解決するに際して一緒に働かなければならない。さらに、プログラムは、常勤教師と補習担当教師（またはその他の職員）との頻繁な接触——そこでは、各サイドの教師が、個々の学生のニーズ、直面した問題、達成された結果について報告する——を必要とする。

国教樹立禁止条項の根底にある目標は、教会と国はそれぞれ他の領域に侵入することをできるだけ妨げることである、と従来から理解されてきた。分離はあらゆる接触の禁止を意味しないが、ニューヨークの第1章プログラムを維持するのに必要な細部にわたる監視と行政上の密接な接触は、継続的、日常的関係——中立の要請から最小限度であることが要求される——を生じる。州の公務員による無数の判断は、微妙で議論の余地のあるものであるが、宗派には深い宗教的意味を持ちうる諸事項である。公務員がこれらの判断をするとき、宗教上の傾向に沿った政治的分断（political divisiveness）が増大する。州の視察官が宗教学校の廊下を巡回し、教室での教育を検査するさまは、政府による信仰の世俗化の亡霊以上のものを生ずる。

4 援助の性質、援助を受ける機関、そして次のような憲法原理、すなわち、州政府も連邦政府も、特権の促進を通じ、または特権の遂行において教会と過度にかかわり合うことを通じて、特定の信仰または信仰一般を推進または妨げてはならないという原理によって、ニューヨーク市による善意の努力にもかかわらず、本件のプログラムには憲法上の欠陥がある。

b パウエル最高裁判事の同意意見

本件において、宗教学校の活動に対する政府のかかわり合いの危険があまりに大きい故に、国教樹立禁止条項に反するという法廷意見に同意するが、この

ことは Grand Rapids 事件についてもいえることである。また、このインタングルメントの危険は、政治的分断 (political divisiveness) の危険によって増長される。すなわち、宗教学校への直接的援助の妥当性、および限られた政府資金の妥当な配分をめぐる継続的政治闘争を生じる危険が存在する。この点は、法廷意見では詳細には論じられなかったが、第1章プログラムおよびグランド・ラピズのプログラムがインタングルメントを理由に無効であることの強力な理由となる。

第1章プログラムは、Lemon 事件判決において適用された効果基準のもとでも無効となるであろう。すなわち、第1章プログラムによってニューヨークに提供される援助の型は、補習教育を当該学校に免除することによって、宗派学校への州の補助金となっている。これは、合憲となりうる、間接的、付随的效果の型ではない。レモン・テストの効果基準とインタングルメント基準の相互作用によるディレンマについては、承知している。当裁判所の諸判決は、援助の主要な効果として宗教を助長しないことを保証することと、過度のかかわり合いを避けることとの間の、非常に狭い道を歩くことを要求してきた。しかしこのことは、援助を締め出すことを意味しない。当裁判所の意見として、宗教学校への間接的援助は否認していない。たとえば、世俗目的であることからそれをおそれない故に、私立学校において政府の監督なしに遂行しうる、公立学校と私立学校の両者に公平な財政援助計画を連邦議会が作ることができるなら、問題はなかろう。

c バーガー最高裁長官の反対意見

18世紀およびそれ以前の国教会の害悪からアメリカの人々を守ることを装って、法廷意見は、無数の生徒に絶対不可欠な補習教育業務を拒否することになる。法廷意見の結論について困惑させられるのは、この判決に伴う損失にもかかわらず、第1章プログラムの遂行によって生じるとされる信教の自由に対するいかなる脅威をも明らかにしていないことである。ホワイト裁判官がいうように、レモン・テストに固執することは、国の長期的利益に反する結果となる。Wallace 事件判決の反対意見で述べたように、われわれの責務は、窮屈な

定式を機械的に適用することではない。われわれの義務は、当該法令や行為が国教を樹立する一步であるかを決定することである。宗教学校の学生にこれらの業務を提供しないことが、国教樹立禁止条項によってわれわれを守る中立的行為であるとの主張は、論理、経験、歴史において支持されない。法廷意見が自慢する中立性を示すどころか、宗教および宗派学校に通う子供達に対して敵意を示しているにすぎない。

d レーンキスト最高裁判事の反対意見

Wallace 事件判決の反対意見で述べた理由で反対する。法廷意見は、援助によってインタングルメントが生じないことを保証するために監督がなされなければならないが、監督そのものがインタングルメントを生じる、という不条理な逆説 (“Catch-22” paradox) を作り出した。法廷意見は、低所得家庭の教育的に恵まれない子供達に対する、平等な、非宗派的援助を無効にしている。国教樹立禁止条項は、このような非常に必要性の高い援助を禁止していない。全く世俗的な必要性を明らかにみだしている法律を無効とするために、軽薄な抽象概念に依拠するとき、修正1条の採択を促した関心からはるかかなたに遠ざかっているのである。

e オッコンナー最高裁判事の反対意見（2および3にレーンキスト最高裁判事同調）

1 第1章プログラムは、恵まれない子供達に特別の教育的援助を提供するものであり、その目的は世俗的である。19年間に、第1章プログラムの教師が、密かにあるいは公然と、公費で特定の宗教教義を学生に教化しようとしたことは一度もなかった。このことは常識からも納得のいくものである。教師達は、授業で宗教を教化しないようにとの指示に従うことができる、専門の教育者である。彼らが宗派学校の宗派的性質に影響されないのは、注意深く監視されるからだけではなく、彼らの大多数は毎週いくつかの異なった学校を訪問し、学生とは異なった信仰をもっているからである。許容され得ない効果を生じそうな唯一の問題は、世俗教科を教えることを肩代りすることによって、宗派学校の宗教的機能に補助金を支出する効果が生じないかということである。しか

し、第1章プログラムの資金は、それがなされなければ参加学生には利用不可能なサービスにのみ提供されることを法令が命じているので、この効果は取るに足らない。たとえある程度重なる部分があるとしても、このことは重大な欠陥とはならない。国教樹立禁止条項をめぐる判決において、宗派学校の学生に対する補助的援助が禁止されてきたのではなく、宗教学校の構内における補助的援助が禁止されてきたのである。しかし、宗派学校の構内で提供される補習の読書が、学校に隣接した移動教室で提供される同じ授業より、世俗課程をより代替することになるということを理解するのは困難である。

2 過去20年間、グランド・ラピズおよびニューヨークにおいて提供された数千の授業で、宗教の教化が何一つ起こらなかつたことを考えると、世俗教育に宗教教義がもぐり込む危険は、非常に誇張されたものであることがわかる。この危険が誇張されたものであるように、この危険をコントロールするのに必要とされる監督の程度についてもそうである。ニューヨークの第1章プログラムにおける監督は、いかなる公立学校教師もが受ける監督とほとんど異なるところはない。たとえインタングルメントが国教樹立禁止条項の基準として有用であることを認めるとしても、第1章プログラムの授業において宗教の教化を阻止するニューヨークの努力は適切であるし、教会と州の過度の制度的かかわり合いは生じないのである。また、法廷意見が政治的分断の可能性に依拠したのも説得的でない。ニューヨークの賞賛すべき第1章プログラムが、本件訴訟以外の論争を惹起したことを示す証拠は見当たらない。

インタングルメント・テストそのものに疑問を持つ。当事者が単に訴訟を提起したことによって作り出された現象というものからの推測に、憲法解釈を基づかせるのはおかしいことである。加えて、インタングルメント基準の制度的局面にもためらいを感じる。国教樹立禁止条項をめぐる事件における変則的な結果は、大部分、インタングルメント基準によるものである。教会と国家の広範な制度的かかわり合いは、国教樹立禁止条項に反すると申し立てられた法令の効果を決定的にすることは関連するが、公的財源が非宗派的目的のためだけに使われることを保証しようとする国の努力は、その他の点においては有効な法

令の効力を無効とするのに使われるべきではない。

3 本日の判決は第1章プログラムの終りを告げるものではない。宗派学校に通う貧困な家庭の子供は、構外で——ことによると学校に隣接した移動教室で——提供される第1章プログラムから利益を得続けることもできる。問題は、宗派学校に近隣した補習教育のための公共施設を利用できない子供達である。これらの子供達にとって、この判決は悲劇である。人生において成功するための有意義な機会を与えているプログラムを、当裁判所は、彼らから奪う結果となる。しかも、公立学校教師（彼らのほとんどの信仰は学生と異なっている）は、宗派学校の門から中に入っただけで宗教を教化しようとするであろうという、擁護できない理由によってである。ほぼ20年にわたって、ニューヨークの公立学校教師が、一度も宗教を教化しようとせずに、教育的に不利な立場を克服する手助けを、数千の貧困家庭の子供達にしてきた事実を目をつぶることはできない。これらの賞賛に値する努力は、国教樹立禁止条項によって確固としたものとなる信教の自由を侵食もしなければ、それに対する脅威ともならない。控訴裁判所の判決は破棄されるべきである。

III むすび

1984-85年開廷期には、この二判決の他にも信教の自由や国教樹立禁止条項をめぐるいくつかの注目すべき判決が出されている⁴¹⁾。その中でも、とりわけ *Wallance v. Jaffree* は重要である。この判決では、黙想や自発的お祈り (meditation or voluntary prayer) のために、公立学校の授業において沈黙の時間を要求しているアラバマ州法を無効とした。スティーブンス最高裁判事が法廷意見を述べたが⁴²⁾、レモン・テストの第1基準、すなわち当該法律の

41) See Teitel, *The Supreme Court's 1984-1985 Church-State Decisions: Judicial Paths of Least Resistance*, 21 HARV. C. R.-C. L. L. REV. 651 (1986).

42) 法廷意見に加わったのは、ブレナン、マーシャル、ブラックマン、パウエル各最高裁判事である。パウエル最高裁判事は補足意見を述べ、オッコンナー最高裁判事は、結論は法廷意見と同じであるが、理由は異なっている。バーガー最高裁判長官、ホワイト、レーンキスト各最高裁判事が個別に反対意見を書いている。

立法目的が世俗的か否かという点から検討を加えている。そしてその際、「政府の現実の目的が宗教を是認もしくは否認することにあるかどうか」⁴³⁾吟味する必要があるとしている。そして、世俗目的であることのいかなる証拠をも提出できず、法案の提案者がその目的を自発的お祈りを学校に復活させることにあると述べていることから、アラバマ州が当該法律を制定した目的は宗教の是認にあると法廷意見は述べた⁴⁴⁾。

ところで、これら二判決の前年と前々年の判決に目を転じてみると、そこには違う傾向がみられる。まず1983年の *Marsh v. Chambers* において、連邦最高裁は、ネブラスカ州議会の長年の慣行である専属牧師の制度を合憲とした。法廷意見は⁴⁵⁾、われわれの社会の仕組の一部となった長年の伝統は、国教樹立禁止条項に反しないと述べた。次に、*Mueller v. Allen* は⁴⁶⁾、非公立学校に子供を通学させるのに必要な、授業料、交通費、教材および教科書の支出を所得控除 (tax deduction) することを納税者に認めているミネソタ州法を合憲とした⁴⁷⁾。さらに、1984年の *Lynch v. Donnelly* では、市のクリスマスの飾り付けにキリストの降誕像を展示することを合憲とした。この *Lynch* 事件判決の特徴は、レモン・テストをゆるやかに適用していることである。法廷意見によれば⁴⁸⁾、この像は国民の休日として長く承認されてきた伝統的行事の歴史

43) 472 U. S. at 60-1.

44) なお、オッコンナー最高裁判事は、その意見の中で、*Lynch* 事件判決の中で述べた同意意見をもとに、レモン・テストに再検討を加え、“endorsement test”を採用すべきことを主張している。それによると、裁判所は、「政府の目的が宗教を是認することにあるのか、法令は是認のメッセージを現実に伝達するか」の点から審査することになる。このテストを批判的に検討している文献として、たとえば次のものがある。Smith, *Symbols, Perceptions, and Doctrinal Illusions: Establishment Neutrality and the “No Endorsement” Test*, 86 MICH. L. REV. 266 (1987).

45) バーガー最高裁長官が法廷意見を書き、これにホワイト、ブラックマン、パウエル、レーンキスト、オッコンナー各最高裁判事が加わっている。反対意見は、ブレナン、マーシャル、スティーブンス各最高裁判事である。

46) 463 U. S. 388 (1983).

47) レーンキスト最高裁判事が法廷意見を書き、これにバーガー最高裁長官、ホワイト、パウエル、オッコンナー各最高裁判事が加わっている。反対意見は、ブレナン、マーシャル、ブラックマン、スティーブンス各最高裁判事である。

的起源を表現するものであり、世俗目的であることは明らかであるという。またこの像は、教科書の貸与あるいは所得控除以上に宗教を助長する効果を持つとは考えられず、1年に1回催されるものであるから、かかわり合いが度を越えるのは最小限度であるとした。

以上のことからわかるように、83年および84年の判決と、85年の判決との間には不整合があるといわなければならないであろう⁴⁹⁾。とはいえ、また、依然として問題が残されており——特に、過度のかかわり合いが独立の基準として使われるべきかの点⁵⁰⁾——、個々の判決に疑問の余地がなくはないが⁵¹⁾、Grand Rapids 事件判決、Aguilar 事件判決、さらには Jaffree 事件判決において、レモン・テストの使用を確認し、各基準を再構成し、国教樹立禁止条項事件をより明確な基準で解決しようとしていることが窺い知れよう⁵²⁾。

-
- 48) バーガー最高裁長官が法廷意見を書き、これにレーンキスト、ホワイト、パウエル、オッコンナー各最高裁判事が加わっている。反対意見は、ブレナン、マーシャル、ブラックマン、スティーブンス各最高裁判事である。
- 49) 合憲・違憲の結論が接近した宗教関連事件において、パウエル裁判官の判断が鍵となっていることは見逃さないであろう。1985年の三判決で、その立場が明瞭にされたといえようか。See Stewart, *The Court and Religion: An Unanticipated Lack of Change*, 71 A. B. A. J. 92 (1985) .
- 50) オッコンナー裁判官は、前述したように、endorsement test を提唱しており、またレーンキスト裁判官は、Aguilar 事件判決の反対意見で、援助は監督を必要とし、その監督がインタングルメントに導くという矛盾が生じていることを指摘している。学説の中にも、行政的かかわり合いを独立の害悪とすることは両刃の剣であり、憲法上の要請を保護するための政府の関与と、政府による違憲な宗教の促進のためのかかわり合いとを区別すべきことを主張するものがある。See Teitel, *supra* note 41, at 680-1.
- 51) たとえば、Wolman 事件判決において宗派学校構外での補習授業が合憲とされているが、構外での授業が構内での授業より非公立学校における財政負担を軽減しないことを説明するのは困難、との指摘がある。このことは、Aguilar 事件判決の反対意見の中でオッコンナー裁判官によって述べられているが、次の文献を参照のこと。24 DUQ. L. REV. 1237, 1256 (1986).
- 52) See *The Supreme Court-Leading Cases*, 99 HARV. L. REV. 173 (1985); Brushi, *Praying for Direction : The Establishment Clause and the Supreme Court*, NOVA L. J. 217 (1985).